

長野市農業委員会第 11 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 12 月 27 日 (水)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 45 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 祢津 光博
16 番 北澤 万正 17 番 横山 幸季 18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一 20 番 花見ひとみ 21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫 23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 上田 哲夫 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 田中 秀樹 係 長 曾根 明美
係 長 駒村貴久美
農業政策課
主 査 高澤 祐貴
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 99 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 100 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 101 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 102 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
議案第 103 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について
議案第 104 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 105 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 106 号 非農地決定について
報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
(2) 農地法等に係る事項について
議案第 107 号 令和 5 年度第 2 回農業委員会合同研修会について

曾根会長代理 皆さま、ご苦労さまです。全員お集まりになりましたので総会を開会したいと思います。今年の3月から新体制で農地パトロール、地域計画とご苦労さまです。あと数日で新年を迎えるわけですが、来年は辰年ということで、大空に龍が昇っていくような新たな気持ちで新年を迎えたいと思います。

第11回総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますので、ご起立をお願いします。私が、長野市農業委員会憲章の1行目の『長野市農業委員会は』まで申し上げますので、続いて唱和をお願いいたします。長野市農業委員会は・・・

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 では、ただ今から第11回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は、在任委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、最初に青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして皆さん、こんにちは。いよいよ残すところ、あと4日となりました。今年、令和5年もいろいろ思い起こせばありましたけれども、何とか、皆さまがたのご支援と、それから、事務局のご支援含めて、やってこれたことをまずもって感謝を申し上げます。私なりにこの1年を簡単にまとめ、振り返ってみました。今日も、つぶやきⅡにも書かせていただきましたけども、いずれにしても、今、食料・農業の認識、それから、それを取り巻く環境というのは、非常に変わりつつあるということで、世界は天候の不順、それから、紛争の多発。そういったことで、食料の生産背景が非常に変わってきているということです。こういったことを含めて、国は自給率を高めなきゃならない、守らなきゃならないということの課題が直近の課題として挙がっております。これにつけて、法律改正を来年にしようという目標にしております。

長野市につきましては、荻原新市長に代わりまして2年目になります。今年の春、農政関係の幹部が全部、一新されました。荻原市長さんの多分、意向だと思えますけれども。長野市産の農産物の対外的なPRに力を入れていこうということで早速、国内・海外、いろいろと動かしております。さらに、施策としては、農業機械化の補助金の増額とか、地域計画のための人員体制の強化とか、そういったところでの動きを現在のところ、私ども、確認をしております。私が選んだベストファイブということで書かせていただきました。皆さんも大きい意味では同じじゃないかと思

うのですけれども。一つは、第 19 期で新役員、農業委員、農地利用最適化推進委員が一新し、スタートいたしました。

二つ目は、地域計画に必要な目標地図の素案作成の作業がスタートいたしました。三つ目は、農地利用状況調査に、タブレットの導入を初めて行いました。農業委員会のデータ元年というような、大げさなものではないですけども、いよいよこれから本格的に使いこなすという状況になっております。四つ目は、県内外での農業委員会の視察研修の受入れが本格化いたしております。

今月もつい最近、23 日、下伊那郡の松川町。ここは結構、果樹を含めた農業が盛んな所ですけども。農業委員会さんが、金曜日、土曜日ということで、1 日休みを使って、私どもの基盤整備事業の現地視察をされたいというようなことで、11 月を含めて相当な数が視察に来ておられます。⑤は、私どもがこの 1 年間取り組んだ中で、特に法改正で私どもの仕事量が増えたというようなことを取りあえず挙げときました。営農型太陽光発電の関係だとか、農地法の下限面積の要件の撤廃。それから、農地中間管理機構への集約。それから、回復見込みのない農地の非農化手続きと。こういったことが、この 1 年間でお目にかかれます。

裏には、皆さんがたにご参加してご決定いただきました、長野県の農業委員会大会の決議内容を、私は、たまたま県の役員をやっているという立場で、11 月 30 日は農水省の本庁で、ここには、前宮下農林水産大臣って書いてますけれども、農林水産大臣の現役のときに、30 日にお邪魔して、大会の内容を要請いたしました。このときに、望月農業会議の会長のほうから、これは長野県の農業会議の会長ですけど、この方から宮下大臣に直接、今、農業委員会組織内で話題になってる、農業委員と最適化推進委員の位置付け。今、並列してんですけども、ほとんど同じようなことをしてながら、任命の手続きの問題だとか、それから、仕事の内容だとかも含めて、今、非常に、どこの農業委員会も矛盾を感じるということで、ぜひ、全部、農業委員という形にしてほしいということをして直接、宮下前農林水産大臣に申し出た。たまたま、私の横におられて、直接そのお話をさせていただきました。宮下農水大臣は、「それはもつともだ」と、「何とかしたい」という矢先、3 日ばかりたちましたら、今度は前農林水産大臣になっちゃったと。それはそれで、お話はさせていただきました。

それから、11 月 15 日には、阿部知事さんと直接お話しさせてもらいましたし。同じ日に、佐々木県議会の議長さん、それから、埋橋副議長さんともお会いいたしました。阿部知事さんに対しては、要請内容について、ある程度、ポイント、全部説明をさせていただきました。阿部知事さん、結構勉強しておられてご存じな

んだと思う。結構細かいことがご承知で、特に、例えば、50歳以上の就農者への支援充実については、「これは私も考えてるんだ」と。横にたまたま農政部長がいて「農政部長、これはあなたの仕事やで」と。「多分あなたは国がやってないから長野県もやらんと思って、そういう問題じゃねえだろう」と。「もしその意欲があるんだったら提案したらどうだ」というようなことも、阿部知事さんから言われていました。結構、意欲的な取り組みをされてるなというのは、私自身感じました。

そんなことで、決議内容の要請活動をしたということ、皆さんがたにご報告申し上げます。一番下は、台風19号の大水害が発生してからもう4年2カ月が過ぎようとしています。まだ、長沼地区を中心に課題が多い。それから、もう一つは千曲川の破堤のあったことも含めて、千曲川堤防の強化策を今、国の建設事務所含めて、動いておられるということで、1年間に何回か、長野地区では、災害復興計画検討委員会というのをやっております。そこで、それぞれ、特に災害に遭われた、住自協の会長さんがた、それから、関係団体が集まって、いろいろと、工事の進捗状況の検証等々も行ってるということで、ここに記載をしておりますので見ていただきたいと思えます。

あと、今日の総会でございますけれども、今日は、農地法関連ということだけでございます。それ以外の大きな議題はないというふうに、私は認識しております。いずれにいたしましても、スムーズに総会が進みますよう皆さまがたのご協力をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

曾根会長代理 続きまして、上田事務局長より、挨拶と報告事項、お願いします。

上田事務局長 本日は、ご多用の中、皆さまには、第11回長野市農業委員会総会にご出席をたまわりまして、ありがとうございます。本日は、令和5年最後の総会となります。今年、地域計画目標地図素案策定のスタートの年ということで、委員の皆さまにも大変ご苦勞をしていただいたことと思えます。この年末から年始にかけて、いよいよ地域計画策定に向け、各地区ごとの話し合いが本格化をしていくといった状況下、委員の皆さまのご苦勞に感謝を申し上げまするとともに、来年も引き続きまして、ご健勝で公私ともに良い1年でありますようご祈願申し上げますとさせていただきます。

本日、ご審議をいただきますものは、農事法関連等協議及び報告関係が10件、その他の業務に関わる事項が1件でございます。よろしくお願ひいたします。私からは以上となります。

曾根会長代理 続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に

- 就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いします。
- 議 長 それでは規定によりまして、議事をさせていただきます。皆さまがたのご協力をよろしく願いいたします。着座にて進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思います。それでは最初に、議事録署名人の指名を願います。議席番号 23 番、善財良治委員、議席番号 24 番、佐藤隆両委員にお願いいたします。よろしくをお願いします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。
- 本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がおられましたら、申し出ください。今回、別紙もないですから、皆さんがた、議案で特にないですかね。
- 【該当者なし】
- 議 長 それでは、なしと確認をいたしました。次に議案の訂正等の報告を、事務局よりお願いします。
- 熊 井 主 幹 事務局の熊井です。どうぞよろしく願いをいたします。初めに、資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りをいたしました資料及び、皆さまに事前にお届けをいたしまして、ご持参をしていただいております資料につきましては、別紙一覧表のとおりでございますので、確認をお願いしたいと思います。続きまして、議案の訂正でございます。農業政策課からの議案になります。別紙、第 11 回総会農地法等議案別冊になりますけれども、農振除外に係る意見聴取の関係でございます。訂正票（総会）の確認をいただきたいと思ひます。別冊 1 になります。番号 1 番でございますけれども、本人の申し出によりまして取り下げとなりましたので、削除をお願いしたいと思います。また、別冊 7 ページをご覧くださいと思います。番号 2 番、上から 3 段目に、軽微変更申出地でございます。場所なんです、篠ノ井杵淵淀●●、畑になっておりますけれども、淀ではなく礎に訂正をさせていただきますが、よろしく願いをしたいと思います。資料の訂正等につきましては、以上です。
- 議 長 それでは、議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第 99 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 熊 井 主 幹 議案第 99 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。以降、説明は着座にて失礼をいたします。本冊 1 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 3 ページの 8 番までの 8 件でございます。内容につきまして

は、所有権移転の案件が7件、賃貸借権が1件となります。6番及び8番につきましては、農家創設の案件でございます。1番、2番、5番及び7番につきましては、10アール未満の案件でございます。

また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますけれども、許可することのできない要件につきまして確認をしたところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を農家創設も含めて、お願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部地区の善財です。1番につきましては、10アール未満でありますけれども、現在、162㎡の耕作をしている方が、373㎡を購入するものであります。自宅の隣接地にある畑でありまして、進入路のない畑であります。耕作が見込めるということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、2番及び3番についてお願いをいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。2番の事案につきましては、数量が11㎡と少ないわけですが、本件は道路拡幅による残地で、これに隣接している受人の●●さんが本件を取得して畑として利用したいということです。●●さんは移住者で、自宅周辺の農地で自家用消費野菜作りを行っており、大変意欲を示しており、許可要件を満たしておりますので、承認することに問題ないと認められます。

3番につきましては、受人の●●さんは、令和2年8月の議案で、本件、今回挙がってる土地について、賃貸借権の設定をして農家創設ということで承認を受けた事案を、今回取得をするものでありまして、引き続き、自家用野菜の栽培を行うということで、許可要件を満たしておりますので、承認することに問題ないと認めます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、4番についてお願いします。

北村地区調査会長 中部地区、北村でございます。4番ですけれども、現在、賃借で耕作をしている農地を、先を見て所有権移転するというものでありまして、調査会で審議いたしましたが、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、5番、6番についてお願

いたします。

小林地区調査会長 南部地区調査会、5番と6番、審議いたしました。5番につきましては、既に、平成24年から耕作され、売買契約はしていたわけですが、手続き、申請だけができなかったということで、今回、新たに申請手続きがされたということでもあります。6番につきましては、農家創設であります。こちらの方につきましては、直接、調査会に来ていただきまして、ご説明をしていただきました。そのお聞きした中で、場所は大岡になるわけですが、ご主人がフランス人ということで、東京から大岡に移住するという形になります。奥さんはまだ東京におられるんですけども、旦那さんが早めに移住するというお約束でございます。この農地につきましては、旦那さんはフランス人で、現在、上田にある●●という所でコンサルタントをされておりまして、栽培したハーブとか、出荷して新商品の開発に取り組むという方でございます。いずれも、許可条件等、適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から、7番及び8番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。7番につきましては、10アール未満の取得ということで、取得者は、自家用野菜を中心に耕作を行っていきたいということなんですけども。12月に農家相談会を開催した中で、そこにもご報告・確認においでになるということで、真面目に取り組みをいただけると期待できる方です。8番につきましては、農家創設になります。借受人の方は、30年ほど前に松代東条に転居されまして、その頃から小規模ながら近くの畑を借りて耕作を行っていた。今回、契約が整った大きな面積の畑について申請があったものでございます。こちらにつきましても、自家消費の野菜作りということを中心に耕作を進めるということですが、息子さん等の支援も受けながら今後、これから灌漑して耕作を行いたいということで、いずれも許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からのご報告について、ご発言のある方、挙手を求めます。いかがですか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。議案第99号について、許可することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第99号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 100 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 100 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。5 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。1 番につきましては、農家住宅を建築するための転用案件となります。2 番につきましては、住宅敷地を拡張するための転用案件となります。3 番につきましては、貸駐車場を設置するための転用案件となります。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可するべきものをご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の案件 1 件につきましては、許可済みとなっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から、1 番及び 2 番について、お願いをいたします。

北村地区調査会長 中部地区でありますけれども、まず 1 番は、申請人が当該農地を相続いたしまして、今後、本格的に農業に取り組んでいきたいということの意欲を示しております。そのため、農地の一角に農家住宅を建設するということでもあります。周辺農地は自分の農地でありまして、営農条件に支障がないため、調査会では許可相当という判断をいたしております。

それから、2 番目なんですけれども、これは、住宅敷地に隣接する農地なんですけど。その住宅敷地の拡張に関する追認の案件であります。追認の内容ですけれども、申請地が申請者のご両親が従前から自分の宅地と一体として既に利用していたものです。今回、相続が発生して、調査をした結果、その一部が農地ということで判明したものであります。現場も確認しましたが、既に農地以外で使用しておりますので、追認ということで、許可相当ということで判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、東部地区調査会長から、3 番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。3 番の案件につきましては、長野インターにほど近い所に位置した畑地でございます。以前から、耕地等に際して一時的な転用が、資材置き場として一時的な転用

が行われていたというような経過があるようです。今回は、●●の社員用の駐車場、約六十数台という規模の大きな駐車場なんですけど。それ用に中長期的に転用を行いたいというものでございます。畑地については、耕作もされていなかった従前からの転用の経過等も踏まえて、また、周辺への影響も特に問題ないということで、許可相当と判断をしたところでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようですので、採決に入ります。議案第100号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の挙手を確認いたしました。よって、議案第100号について、許可相当と承認をいたします。

それでは続きまして、議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明、お願いします。

熊 井 主 幹 議案の第101号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思っております。番号1番から9ページの6番までの6件でございます。1番につきましては、貸駐車場を設置する転用案件でございます。2番及び3番につきましては、駐車場を設置する転用案件で、受人と借人というようなことで同一となる関連案件でございます。

また、2番の案件につきましては、備考欄に機構意見と記載がありますとおり、30アールを超えるものでありますため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であり、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえまして、長野県で許可・不許可の判断を行うものとなります。また、3番につきましては、30アールを超えてはおりませんけれども、2番の関連案件のため、機構意見としております。4番につきましては、自己用住宅の建築案件です。5番は、工場建設計画があり、地盤調査のボーリングを実施するための一時転用案件で、令和6年1月20日から2月29日までとしております。また、備考欄に農振除外の記載がありますとおり、令和5年10月24日付けで、農業振興地域整備計画に係る農業事業計画変更があったものでございます。

6番につきましては、農家分家住宅の建築案件で、備考欄に開

発許可と記載のありますとおり、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断をしております。なお、先月の総会で許可すべきもののご決定をいただきまして、県に進達をしておりました、農地法第5条の11件の案件につきまして、9件の案件につきましては許可済みとなっております。開発許可の必要な2件につきましては、まだ許可証は届いておりませんが、特段の指摘がないことから、近々許可の見込みであります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいたご報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から、1番から3番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　中部地区、北村です。まず、1番ですが、当該申請地は、JR今井駅の周辺でありまして、ここはもう開発が進んでおりまして、宅地がたくさんできておるんですが、駐車場が不足してるということで、貸駐車場を設置したいというものであります。この農地の周りは、既存の駐車場と、あと、宅地ということでありまして。まず、基本的に周辺農地の営農条件に支障はないということで、調査会では許可相当というふうに考えました。なお、権利関係のところで使用貸借権になっておりますが、これ、貸人・借人とも親子関係で、借人が母親なのですが、母親の生活のために使用貸借ということで、設定したいというものであります。許可相当と考えます。

次に、2番と3番なんですが。今、事務局のほうから説明いただきましたように、これ、関連案件なんで、どっちにしても説明さしてもらいますけども、2番が所有権移転ということで、3番が貸貸借の設定ということで、受人なり借人はいずれも、●●株式会社であります。●●なんですけども、業績好調ということでありまして、既存の駐車場を拡大したいということでありまして。そこで、現地を、十分大きいんで、確認をしましたが、駐車場であるため、周辺農地少し接してるんですけども、営農条件には影響はないと判断をいたしました。

その他に、転用後のこの受人の●●の敷地内を、水路が走ることになるんで、それについては、下流の田んぼに影響が出ないように、許可後に自営工事で付け替えを行うということ、本市の建設部の監理課と確認をしているということ、把握しております。それから、もう1点ですけども、周辺に宅地がありまして、

周辺住民に騒音等で迷惑が掛からないように十分配慮するという事です。これは、事務局のほうから指導をしております。以上のことを鑑みしまして、調査会では許可相当ということで判断をいたしました。以上になります。

議 長 3番、もう一つね。
北村地区調査会長 今、2番と3番が一緒ですね。2番は、これ、同じ●●に対して、売るということで所有権移転の案件です。

議 長 2番は所有権で、3番が。
北村地区調査会長 3番が同じ区画ですけども、これは貸す案件で、内容的には同じものになります。

議 長 分かりました。それでは続きまして、南部地区調査会長、4番についてお願いします。

小林地区調査会長 4番につきましては、地籍は篠ノ井山布施という所、これは、19号線にあるんですけども。住宅を自己用住宅に建て替えということになります。それにつきましては、従来の住まわれていた所が現在、土砂の災害地域であり、また、急傾斜地の下ということで、地すべりとかで危険だということで、ご近所の方に土地を譲っていただきまして、そこに新たに建てるという案件でございます。建築するにあたりまして、転用等の手続きをしまして、今回、申請に至ったわけでございます。南部調査会としましては、周辺農地等に影響ないということを確認いたしまして、許可相当と決定しております。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、5番、6番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。5番の一時転用の案件ですが。借受人の●●株式会社は、川田の工業団地内で現在操業を行っているメッキ処理の事業者です。業務拡大という中で、工業団地に隣接する農地に新たな第3工場を建設するという事で、先に農振除外の手続きも済まされているものです。今回の一時転用はその第3工場建設のための地盤調査を行うボーリングのためということで、対象となっている農地の4カ所の他に、自己所有地2カ所を含めた6カ所でボーリング調査を行うということになります。他のほ場への影響もないということから、許可相当と判断をいたしました。

6番の使用貸借権ですが、農家分家住宅の建築です。借受人は貸付人のお孫さんに当たる方で、そのお母さんが以前、農家創設をされていらっしゃる。その隣接地に、貸付人のお孫さん夫婦の住宅を建築するというものでございます。宅地に隣接した所にあり、周辺農地への影響はないということで、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特別ありませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようですので、採決に入ります。議案第 101 号について、許可相当とする案、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしました。よって、議案第 101 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 102 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 102 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しにつきまして、ご説明申し上げます。11 ページをご覧をいただきたいと思えます。番号 1 番の 1 件でございます。本件につきましては、令和 5 年 8 月 31 日開催の第 7 回総会におきまして、農地法第 3 条の規定による許可申請において所有権移転として、許可と決定をした案件でございます。申し出の理由でございますけれども、理由欄に記載のとおり、譲受人が体調を崩して、本人から耕作ができない旨の申し出があったことから、許可を取り消すものでございます。説明は以上です。以上につきまして、ご決定をいただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。それでは、1 番について、東部地区調査会長から、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。今の事務局の説明にもございましたとおり、8 月に所有権移転について出されたものです。今回申請の田んぼの他に複数の畑地も含めての所有権移転ということでしたが、今回はその中の水田について断念されるということですが。水田については、耕作の経験がなかったり、また、他の方に耕作を依頼するってということも難しいってというような状況の中で、本人の体調を鑑みまして、田んぼについては今回断念されたいということで、畑地についてはそのまま継続はされるということでございます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長からのご報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 102 号に

ついて、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 102 号は、許可を取り消すことに決定いたしました。

続きまして、議案第 103 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 103 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明につきまして、ご説明を申し上げます。議案の 13 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件でございます。税務署の公売や裁判所の競売となり、売却により所有権が移転する場合にありましても、農地として利用する場合は、農地法第 5 条、また宅地などとして利用する場合は、農地法第 5 条の規定による許可が必要でございます。その許可要件を満たしているかどうかを入札参加時に確認するため、農地法の許可を得る見込みのあるものであるかを証明する、買受適格証明書が求められます。

右の備考欄をご覧くださいと思います。備考欄に、関東信越国税局の公売案件と記載がございます。農地の公売に参加するに当たり、農地法第 3 条で取得できるか事前に判断し、申請人が買受適格者であるかどうか決定をいただくものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、1 番について、北部地区調査会長から、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 本件の申請人は、若槻東条のこういった場所に住んでいらっしゃるんですけども、実家が当該申請地の近く、穂保地籍にありまして、実家の親と共に農業に従事しているということで、団体職員兼農業ということで、農業従事されている方でありまして、国道沿いで栽培の他、直売所で販売もしているりんご農家でありまして、りんごの作付け予定ということで、地区調査会では適格証明妥当ということで、判断いたしました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。阿部委員。

阿 部 委 員 適格証明書の申請された方が何人いるのかっていうことと、適格証明書を受けるために、周知期間がどのくらいあったのかっていう問題があるんですが。以前にもそういう問題で「まずいんじゃないか」っていうことを言ったことがあるんですが。

議 長 事務局。申請人の数。

田 中 係 長 申請人の数は、現時点で1名でございます。この方お一人だけです。

議 長 周知期間ですね。

田 中 係 長 失礼いたしました。周知期間って言うていいのかどうかあれなんですけど、今回のこの公売物件ですね、公告日が、令和5年の10月26日ということになっております。

阿 部 委 員 締め切りは？

田 中 係 長 公売の受付は、6年の2月5日の9時から、2月15日の午後5時までということです。開札は、6年2月20日、10時ということになっております。

議 長 公告日が10月の26日ね。

田 中 係 長 公告日は10月の26日です。

議 長 国税局が出すわけですね。公告については終わったんですね。それで、入札の締め切りが、2月1日ですか。

田 中 係 長 公売の開始が2月5日。

議 長 公売の開始ですね。

田 中 係 長 2月の15日までです。

議 長 この15日間ということですね。

田 中 係 長 10日間。

議 長 2月の1日から2月の10日間ですか。

田 中 係 長 2月の5日から15日ですね。

議 長 5日から10日間ですね。阿部委員、よろしいですか。

阿 部 委 員 だから、前の議事録見てもらえば分かるんだけど。公売っていうのは、債務者がかなり債務があって、できるだけ高く売って債務を減らすということが前提で公売するわけですよ。そのときに、短期間であれば、公売に参加できないっていうことになれば、競争ができないっていうことになって、1人入札っていうことになると、かなり公平性にも欠けるということで、以前と同じことをここでまた繰り返すことになっちゃって、特定な人しか情報が入らないで、特定な人が入札するだけになってゆくってことになってると、それは公平性に欠けるっていうことを以前にも言ったと思うんだよね。それは調べてもらえば分かるけど、川中島の物件でそれがあったんだよね。

だから、本来ならもうちょっと期間を延ばして、多くの人に買いたい人がいるように。買いたい人が最終的には1人になりや1人でそれはしょうがないんだけど、10日間準備をするなんてことは無理なんだよね。そうすると、情報が何も入ってこないっていうことなんだよね。特定な人にしかいかないっていうことになれば、公売っていうやり方は全く不公平なんだよね。だから、そこをちゃんと、前回もやったように。かなり俺、前回、文句言っ

ただけどき。だから、債務者、借金持ってる人が仮に1,000万あったとしても、50万で売れるか、500万で売れるかじゃあ、1人の人っていうか、それははっきりできちゃうわけだ。

議
阿部委員

長 言い値になっちゃうって。
委員 そうですね。だったらもう不利益になるわけだよね。5、6人でやって、それでやるのであればまだいいけど、10日間しか期間がなくて、どうやって手を挙げられるかっていう。だから、それはちょっとまずいんじゃないかと思いますよね。

議

長 事務局、この公売っていう範疇は、これは税務局の範疇なんですか。

熊井主幹

委員 そうですね。公売につきましては、ここに記載のとおりですね。関東信越国税局の公売でございますので、長野市農業委員会が出しているものではございません。長野市農業委員会といたしましては、適格者であるかどうかの判断っていうことになりますので、そういった部分の期間をこちらで設けるっていうものではないということでございます。

阿部委員

委員 こっちで期間設けないんだったら、余計に、1カ月とか伸ばしても、十分周知できるようなことを。じゃあこの公売の関係で、どういう形で周知したんだかさ。だって、農業耕作してる人であれば購入できる権利があるわけでしょ。実際には、その地域の農業委員の人を、誰かがこういうものがあるけど、農業委員会の調査会で買ってくれる人いないかっていう、そういう話もできる訳だから。10日間じゃ全くないんだよね。1カ月に一遍しか調査会やらないんだから。

清
議
清水委員

委員 だって、それは国でやることでしょ。

清
清水委員

長 阿部委員の申し入れ内容は国の、これ、税務局が・・・

委員 公告したのは10月の幾日だから。どうやって公告したかは、私は分かりません。官報か何かに出したかどうかは。だからそれは、向こう側の話で、われわれ関知できない話じゃないんですか。

阿部委員

委員 だから、関知するかしないかとしても、許可問題になれば、そういうことがちゃんと一定のところに周知できたのかどうかっていう、平等性の問題。まずかったらそれを変えてもらうしかないんだけど。国税庁なら国税庁がやり方を、本来ならできるだけ大勢の人に入札してもらって、国税庁でやってるってことは国税が、金が担保してる。競売になれば、金額によってはさ。

清
阿部委員

委員 それは分かりますよ。

委員 競売になれば、1,000万の抵当権設定しても、競売すれば100万でやれば解除することはできるわけだよ、権利だから。一般的にはそんなことはできないでしょ。その分払わなきゃ競売なんてできない。競売しても、売りませんってなる。

議 長 だから、阿部委員ね、その内容が私どもの権限の範囲で変更できるかどうかって言うと、残念ながら、そういう権利はまだこの農業委員会は有してないんですね。だからそれは。

阿 部 委 員 だから、会長ね、前回はそういうことがあったんだから、そういう改善を長野市の農業委員会として、そういう実例があったわけだ。前回は1人しかいなかった。周りの人は誰に聞いてもそんなの知らなかったと。申請人で許可すれば、その人だけなんだ。だから、そういうことが平等性を欠くようなことを行政がやってるんだから、行政が平等性を保つために、少しでも努力しなきゃあさ。国は駄目だって言えば、国のほうが悪いんだから。

議 長 それじゃあ、阿部委員、一回、われわれとしても勉強してみましようよ。それはそれで、そういう形でそれが例えば、変更できるかどうかってことは。ただし、今、この案件、この段階においては少なからず、今の条件では、私どもとして何ともし難いんで、この適格かどうかってことの判断だけさせてもらえれば。

阿 部 委 員 でも、逆に言えば、この関係で、長野市農業委員会が承認しなかったらどうなんの。

議 長 だから、それは。

阿 部 委 員 いや。その話だけ聞いてみて。

熊 井 主 幹 買受適格者じゃないってような形で、農業委員会のほうで判断いただければ、適格者ではないってことになろうかと思いません。そういう回答するだけです。

阿 部 委 員 だから、適格者じゃないかっていうとなるとき。

熊 井 主 幹 ここでは、その方が買受適格者であるかどうかの判断であるので。

阿 部 委 員 いや、適格者であるかないかってなれば問題になっちゃうんだけど。そういうことじゃなくて。それはそういうことになんだけど、否決するってことはさ。普通、適格者じゃなければこんなの議案として出してこねえから。出せないんだから、もともと。しかし、全体の中身とすれば、不平等の形の中でこの人だけに買受人になるっていうことを承認して本当にいいのかなっていうことがさ。

熊 井 主 幹 今回、たまたま1人だっということであるわけでございますけれども、2人3人って出てくる可能性はないことはないと思いますので。

阿 部 委 員 いや。俺のときも、その人は1人だけだったんだよ。だから、めったにないんだ、この議案は、もともと。

熊 井 主 幹 確かにそう。議案はめったにございませぬけれども。

阿 部 委 員 それなのに、2回目も同じこと出てるから言ってるわけ。

熊 井 主 幹 国税局の公売という形で、公に公表しているものでありますの

で、あくまでもそれは平等を担保にしているものだと思っております。

阿 部 委 員 　　なんで、10 日間の期間でしか申請できないっていうの、普通ではあり得ないってこと。

熊 井 主 幹 　　その期間につきましては、恐らくこちらで決められるものではないので、国のほうで決めてる話ではありますので、そこをどうのこうの・・・

北村地区調査会長 　　10 月 26 日の説明をしてもらえれば分かる。

清 水 委 員 　　10 月の幾日に公告してんでしょ。

北村地区調査会長 　　そうです。

清 水 委 員 　　だから、10 日間じゃない。入札の期間が 10 日だから。

松橋事務局長補佐 　　10 月 26 日に、国税局長から規定で公告されたっていう形になってまして、実際の公売の期間は 2 月の 5 日から 15 日まで。

清 水 委 員 　　それはだから、入札の期間。

阿 部 委 員 　　だから、公告のときにどういう公告したのか。一般新聞に公告したのか。

鈴 木 委 員 　　競売貼り出してるでしょ。

阿 部 委 員 　　いや、一般的にはそうだよ。ただ、それが出てるのかどうか。

松橋事務局長補佐 　　インターネットでも掲示されてるそうです。長野市の入札も同じような形で、インターネットのホームページで。やり方は同じで、広く周知してる。

阿 部 委 員 　　農業問題でいえば特別な許可が、一般的には新聞の公告なんかは誰でも一般に参加できるようになってるからそれは問題はないんだけど。農業問題からいくと、購入できる資格のある人は限定されちゃうから。だから、俺、言ってんの。まあいいや、幾らやってたつてもしょうがないから。

議 長 　　分かりました。

阿 部 委 員 　　採決して。

議 長 　　取りあえずそういうことで、法的には適格ということを中心にごさせていただくことで、他、ご意見ありますか。よろしいですか。そうしましたら、事務局はそれでよろしいですね。これで皆さんに判断を仰ぎますけど、よろしいですか。それでは、このご発言については以上ということで、採決に入ります。議案第 103 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【挙手多数】

議 長 　　賛成多数ということで、議案第 103 号は原案のとおり決定しました。

　　続きまして、議案第 104 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明お願いいたします。

熊井主幹 議案第 104 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につきまして、ご説明をいたします。15 ページをご覧くださいと思います。相続した農地が高い評価額になり、相続税を課税されますと、農業を継続したくても、その税金を払うために売却せざるを得ないというような問題が生じるため、相続した農地では引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。

この制度を利用して、税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となってまいります。証明を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることとございます。今月は 1 件でございますが、適格者であるか決定をいただくものでございます。相続人は、長野市上野 1 丁目●●の●●さん。特例適用農地につきましては、5 筆。面積につきましては 9,112 ㎡でございます。その他の内容につきましては記載のとおりでございます。以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件につきましては、相続の発生日が、今年の 5 月 14 日でありまして、被相続人の所有面積 11,032 ㎡のうち、9,112 ㎡を相続税の納税猶予として申告したいということでありまして。この相続人は、親と同居をしていた子どもでありまして、適格者であることの証明妥当ということで、調査会では判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明についてご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 質問等ございませんので、採決に入ります。議案第 104 号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 104 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 105 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から議案の説明をいたします。

農業政策課 議案第 105 号 農振除外等に関わる意見聴取について、ご説明
高澤主査 申し上げます。それでは、別冊 1、第 11 回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についてをご覧ください。めくって

ただきまして、1 ページに軽微変更案件受付票があります。今回の農業振興整備計画の変更は1 件取り下げのため、軽微変更1 件です。それでは、資料の7 ページをご覧ください。

軽微変更番号2 です。申出地は篠ノ井杵渕碓●●で、地目は畑、軽微変更面積は982 m²のうち、102.15 m²。長野県下堰土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は、農用区域内農地における農業用施設のため、転用見込みあり。開発許可は許可不要となっています。除外6 要件ですが、①、③、④、⑤は条件を満たしていることを確認しております。2 については、地域計画を策定中のため、また、⑥については軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等完了から8 年未経過の条件満たす必要がないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者の●●さんは篠ノ井で、2,078 m²を耕作しており、耕作地である当該地において、トラクター及び耕運機等を保管する農業用倉庫を建設し、利用するため、申出するものです。8 ページに申出地位置図、9 ページに配置図及び求積図、10 ページに現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。軽微変更の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がございました、2 件ある1 件が取り下げでございます。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。南部地区調査会長から、軽微変更2 番についてお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。軽微変更ということになっております。農業用倉庫の軽微変更であります。調査会では、2 アール未満の農機具用倉庫の建築ということで、ご自分の敷地内になるので、調査会では問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので採決に入ります。軽微変更1 案について、相当と決することに賛成の方の、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第105 号の軽微変更については相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第106 号 非農地決定についてを議題といた

します。事務局より議案の説明、お願いします。

熊井主幹 議案第106号 非農地決定につきまして、ご説明を申し上げます。農地法議案の本冊になりますが、17ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から30ページの348番まででございます。30ページに面積の集計を載せてございます。今月決定いただくものにつきましては、山林が69筆、面積が24,566.29㎡。原野が274筆、面積は106,938.75㎡。合計で343筆、131,505.04㎡でございます。多くは10月に対象者篠ノ井地区、そして中条地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとまって申請があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。この内容について、発言がある方の挙手を求めます。いかがですか。

【質疑なし】

議長 それではないようでございますので、採決に入ります。議案第106号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第106号につきましては、原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第34号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹 報告第34号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。31ページをご覧いただきたいと思います。番号70番から33ページ81番までの12件でございます。農地を農地以外に転用する場合につきましては、県知事の許可が必要でございますが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4条の転用届となりまして、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届でございます。いずれも市街化区域内の農地の届出でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。35ページをご覧いただきたいと思います。番号150番から37ページの159番までの9件でございます。なお、152番につきましては、譲受人の住所の訂正がございましたため、取り消しをいたしまして、新たに157番で再申請となっております。同じく市街化区域内の届出で

ございまして、5条の転用届、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

以上、報告案件、2件につきまして、ご説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第34号、第35号について説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 質問等ないようございまして。報告案件でございまして、ご了解いただきたいと思ひます。それでは、農地法案件につきましては、終わりました、次に、その他農業委員会業務に係る事項について、議案第107号 令和5年度第2回農業委員会合同研修会についてお願ひいたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願ひいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。議案第107号 令和5年度第2回農業委員会合同研修会について、ご説明申し上げます。本日お配りしました資料1という、A4、1枚の資料、本日机の上に置いてある資料でございまして。ご覧いただきたいと思ひます。本件につきましては、12月の地区調査会で説明させていただきました、特段、意見はございませんでした。つきましては、合同研修会を、令和6年2月28日の水曜日、午後1時30分から午後4時に、記載の内容で開催したいと考えております。説明は以上でございまして。本件につきまして、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局より、議案第107号 令和5年度第2回農業委員会合同研修会についての説明がありました。ただ今の説明に際し、ご発言のある方は挙手をお願ひいたします。いかがでしょうか。2月28日、よろしいですね。ご準備いただきたいというふうに思ひます。

【質疑なし】

それでは、以上でございまして、確認をしたいと思ひます。これより採決に入ります。議案第107号 令和5年度第2回農業委員会合同研修会について、事務局で策定した原案を承認することで決定することに賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認させていただきました。よって、議案第107号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。以上で、予定した議事が全部終了いたしました。もし、その他で議案となるような案件がございまして

たら、皆さまのほうからご発言を求めますけど、いかがでしょうか。いないですね。それでは、ご協力いただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、本日の議事、議案審議につきましては終了いたします。司会進行を曾根代理に移りますので、よろしくお願ひします。1年間、本当にありがとうございます。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございます。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通して委員の皆さまから質問等ありましたらお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。なければ最後に事務局から今後の日程の説明も含めてお願ひします。

笠井事務局長補佐 次第をご覧いただきたいと思ひます。次第の表の一番下に、今後の日程ということで次回、第12回の総会について記載をさせていただいておひます。1月の総会は、1月31日の水曜日、午後3時から午後5時というように、いつもと時間違ひしますので、気を付けていただきたいと思ひます。場所につきましては、こちら、第2庁舎10階の講堂になります。

続きまして、次第の裏側を見ていただきたいと思ひます。下段の3番、今後の会議等日程一覧でございます。今、言ひました総会の続きで、2月の総会につきまして、5番に書かれておひます。第13回の総会につきましては、令和6年2月28日の水曜日、こちら、午前中10時から正午までの2時間。場所は、講堂になります。引き続き6番の所になりますが、第2回の農業委員会合同研修会を、2月28日、同じ日の午後1時30分から午後4時までの間、会場は同じ講堂で開催します。皆さまがたには、お忙しところ大変申し訳ございませんが、ご都合をつけていただきますようにお願ひいたします。説明は以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。

以上で、第11回総会を終了といたします。皆さまお疲れさまでした。